

平成27年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成27年11月5日(木)

愛知県障害者施策審議会

平成27年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成27年11月5日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場所

東大手庁舎地下1階 大会議室

3 出席者

石黒委員、井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、
園田委員、高橋委員（会長）、土本委員、土屋委員、徳田委員、長谷委員、渡辺委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成27年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、伊藤健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

皆さんこんにちは。

愛知県の健康福祉部長の伊藤でございます。

本日は大変お忙しいところ、「平成27年度第2回愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県の障害者支援施策の推進に格別のお力添えいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

7月に開催いたしました第1回審議会を受けた修正案等について様々な見地から御意見を賜りたいと思っております。

前回の審議会の後、報道等によりお聞き及びかとは存じますが、いわゆる障害者差別解消条例について少し説明させていただきたいと思っております。条例制定に関しましては、本県においても従来より研究を進めてきたところでございます。御承知のように、県議会においても議員提案として継続的に内容の検討がなされておりました。県としてはその当時から、差別に対する取組については、全国の統一的な取扱いが必要であると考えており、議会に対しても、質問を受けるたび、そのように回答をしておりました。

こうした中で、平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布されました。来年4月の法施行に向け、国において準備が進められ、本年2月には、基本方針が閣議決定されました。これを受け、国では7月中旬以降に、事業者向け対応指針及び職員対応要領の案が順次示され、その中で、差別的取扱いと合理的配慮の具体例が明らかにされたところであります。このため、国の統一的な考え方が示されたことにより、本県における条例制定の条件が整ったと考え、法の趣旨を踏まえ、県民と

一体となって差別の解消に取り組むために、基本理念、県・県民及び事業者の責務、施策の基本事項などを定める条例要綱案の策定の検討を進めておりました。

前回の審議会では、条例についても御質問をいただきましたが、まだ検討段階であったことから、法の趣旨を周知するには条例も一つの手段であり、こういった形が一番効果的に法の趣旨を県民にお伝えすることができるのか検討させていただくことを、私からもお答えさせていただいたところであります。

その後、更に検討を進め、まずは過去の経緯もございましたので、議会関係者に説明させていただき、9月県議会への提案を考えていたところ、愛知障害フォーラムから知事に対し、議会提案に当たっては事前に意見を聴いてほしいとの御要望をいただきました。そこで、第1回審議会において、次期障害者計画策定のために設置を了解いただきました、ワーキンググループで御意見をお伺いすることとし、回数も増やさせていただき、これまで3回開催したところでございます。構成員の皆様からは多くの貴重な御意見をいただきました。また、愛知障害フォーラムの構成団体からも個別にヒアリングをさせていただいたところでございます。ワーキンググループの開催のたびに、当審議会の委員の皆様からも御意見をお寄せいただきました。本当にありがとうございました。

県としては、法の趣旨を踏まえ、県民全体で取り組む条例ということで皆様に賛同していただけると考え、条例提案を急いだことから、結果として障害のある方々に御心配をお掛けしましたことを申し訳なく思っております。この場をお借りして、一言お詫び申し上げます。これまでにいただきました御意見を踏まえ、検討を行い、ワーキンググループで示した要綱案に修正を加えたものを、本日提示し、御審議いただきたいと思っております。

さて、次第にありますように、本日は議題3件を予定しております。

1件目は「次期愛知県障害者計画（素案）について」でございます。素案について、改めて御意見を賜りまして、年内に計画案としてまとめ、次期健康福祉ビジョンの一部門として来年1月予定のパブリックコメントに臨んでまいりたいと存じます。

2件目は「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（修正案）について」でございます。

3件目は「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」、御審議いただきます。これまでにいただいた意見を踏まえて修正した職員対応要領案に対して意見を賜りたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

6 定足数確認

議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の14名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

10月22日（木）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴は5名で

ございます。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静肅に傍聴していただきますよう、願ひいたします。

8 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきますが、まず、事前にお送りさせていただきました資料のうち、配席図、資料1、資料3、資料6、資料8を机上配布してありますものに差し替えていただきますようお願いいたします。

では資料確認に戻ります。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、A3判で資料1が13枚、資料2が1枚、A4判で資料3が1枚、A3判で資料4が15枚、資料5が5枚、資料6が3枚、資料7が13枚、資料8が表紙を含めて28枚、資料9が1枚でございます。

また、本日御欠席の6名の委員から、条例要綱修正（案）に対しては、御意見はございませんでした。また、小樋委員につきましては、質問票を別途送付し、回答いただいた意見を机上配布させていただいております。また、本日の議題ではありませんが、今年度第1回愛知県地方精神保健福祉審議会の資料を机上配布させていただいております。

また、来年12月開催予定の「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」と、そのプレイベントとして来月12月1日から開催します「あいちアール・ブリュット展」のチラシが完成いたしましたので、この場を借りて、配布させていただきます。

資料において、不足等がございましたら、お申し出ください。

本会議では、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思います。なお、審議中に、議題により事務局の入れ替えを行いますので、どうぞよろしく願ひいたします。

9 会長挨拶

改めまして、皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

さて、本日は今年度2回目の審議会でございます。

議題は「次期愛知県障害者計画（素案）について」、「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（修正案）について」及び「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」であり、いずれも重要な議題となっております。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いしたいと存じます。

なお、先程部長さんから条例検討についての経過についてお話がありました。私もこの件について、8月の終わりに相談を受けました。この件については、法定の審議会できちんと検討をすべきであろうと意見を出させていただいたことも申し添えておきます。

さて、皆様の御協力をいただいて、スムーズに会議を進めていきたいと思ひます。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていた

だき、質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

10 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、川崎委員と園田委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

11 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、会場の都合により午後4時を予定しておりますので、御協力よろしく申し上げます。

それでは、議題（1）「次期愛知県障害者計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

12 議題（1） 次期愛知県障害者計画（素案）について

障害福祉課 加藤主幹

「次期愛知県障害者計画（素案）について」、資料1と資料4を使って説明いたします。

まず、この障害者計画ですが、障害者基本法に基づき、各分野にわたる障害者施策全般にわたる計画を定めるものでございます。県に策定が義務付けられており、本県では、平成23年6月に策定した「あいち健康福祉ビジョン」における障害のある方に係る記載部分を「障害者計画」として、施策の推進を図っております。

この「あいち健康福祉ビジョン」の計画期間ですが、平成27年度が最終年度に当たりますので、障害者施策審議会及びワーキンググループの意見をお聴きして新たに次期障害者計画を策定するものであります。

お手元の資料1を御覧下さい。

これまでにいただきました御意見に対する対応をまとめたものでございます。

10月16日開催の第3回ワーキンググループにおいて、計画素案に対しいただいた御意見に対する対応を1から2ページにかけて、(1)としてまとめてあります。3ページの(2)には、第3回ワーキンググループ後に、施策審議会委員からいただいた計画素案に対する御意見への対応をまとめてあります。また、5ページの(3)には、10月16日開催の発達障害者支援体制整備推進協議会で骨子案に対しいただいた御意見に対する対応案をまとめてあります。

また、6ページから11ページにかけては、参考資料として、7月31日開催の第1回障害者施策審議会、8月28日開催の障害者自立支援協議会、そして9月4日開催の第1回ワーキンググループ等において、骨子（素案）に対し、これまでいただきました御意見に対する対応をまとめたものとなっております。

そして、御意見を踏まえて作成した計画の骨子（案）を12、13ページに付けております。

続きまして、資料4を御覧ください。

こちらが骨子（案）を基に作成した、次期愛知県障害者計画（素案）となります。

この計画素案は、現在策定を進めている次期あいち健康福祉ビジョンの第4章、施策の方向性と主要な取組における、障害分野の記述として、盛り込まれる予定であります。

障害分野のタイトルとしましては、現行の健康福祉ビジョンと同じ「身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて」としているところがございます。

また、素案の構成は骨子（案）を元に、1として「現状と課題」を掲げ、データ等も盛り込みながら、記載しております。

7ページを御覧いただきますと、右側には、2として「施策の方向性」を掲げております。括弧内の項目ごとに、順番に施策の方向性を記載しているものでございます。

今後、計画案としてまとめていくに当たり、次期健康福祉ビジョンとの記載方法の整合性を図る必要がありますので、構成や文章の書きぶりなどの修正等があるかと思いますが、本日はこの計画素案について、皆様から御意見をいただければと存じます。

それでは、資料1の1ページにお戻りいただきまして、本日は、10月16日の第3回ワーキンググループでいただきました計画素案への意見に対する対応案を中心に、説明をさせていただきます。

まず、(1)の1番です。左側に意見の概要を、その右側に意見に対する対応をまとめております。

意見の概要には、計画素案における対象項目を記載しております。この計画素案は資料4となりますので、資料4と一緒に御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。と存じます。

資料4の5ページの右側を見ていただくと「社会全体で支える環境の整備」が該当部分となりまして、6ページ右側の一番下、「さらに…」からが関係する記載となっております。

障害のある女性については、賃金格差以外にも介助等の問題もあることを踏まえ、大きな枠組みで計画に盛り込んでいただきたいの御意見に対し、左側の対応の方向性として、障害のある女性に関して、計画素案に盛り込んでいるところでもあります。御意見をいただきまして引き続き検討していきたいと考えております。

次に2番です。資料4の計画素案では7ページ右側の特別支援教育の推進が該当部分となります。意見内容ですが、特別支援教育はインクルーシブ教育が中心であるので、最初に記載し、その次に特別支援学校の充実を記載すべきとの御意見に対し、対応の方向性ですが、御意見を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築の項目を含む特別支援教育の推進を最初に記載をし、その次に特別支援学校の充実を記載することとしております。

それでは、次の2ページをお願いします。

5番ですが、資料4の計画素案の11ページ左側の教員の専門性の向上が対象項目となります。特別支援学校教諭免許状の保有率が低い現状にあり、それに関する記述を盛り込んでいただきたいの意見に対する対応の方向性ですが、御意見を踏まえ、計画素案に盛り込んだところでもあります。

次に7番ですが、資料4の計画素案の15ページ右側の消費者トラブルの防止対策の推進が対象項目となります。障害のある人にも対応していることが分かるようにしていただきたいの御意見に対する対応の方向性ですが、御意見を踏まえ、計画素案に、障害のある人が身近な地域で、質の高い相談・救済を受けられる体制整備について記載させていただきました。

それでは、次の3ページをお願いします。

ここからは、第3回ワーキンググループ開催後に、審議会委員の皆様から寄せられた御意見に対する対応をまとめたものとなります。

まず、3番です。資料4の計画素案の6ページ右側の社会全体で支える環境の整備が対象項目となります。民族的マイノリティの問題についても検討が必要ではないかとの意見に対する対応の方向性です。計画素案6ページ右側では、表の上の「さらに…」から始まる段落において、女性であることや外国人であることで複合的に困難な状況に置かれている人が、自立し、安心して暮らしていけるよう人権尊重や男女

の違い、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援を行っていく必要があることを記載しているところであります。なお、県では、あいち多文化共生推進プランにおいて障害のある外国人について記載しております。障害者計画としてどこまで記載すべきかは、御意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

次に4番です。計画素案では7ページ右側の特別支援学校の充実が対象項目となります。小中学校における医療的ケアを行う看護師の配置について県としても状況の把握に努めていただきたいなどの意見に対し、医療的ケアの充実等の重要性は認識しており、看護師の配置状況については把握しているところであり、平成26年度実績では6人となっております。

それでは、5ページをお願いします。

10月16日に開催しました発達障害者支援体制協議会でいただいた意見への対応であります。

特別支援教育に対する意見のほか、3番では、グループホームについての御意見をいただきました。計画素案では、11ページ右側一番下から次の12ページ左側にかけてが対象項目となります。グループホームの整備については増えていかない現状があり、発達障害のある人向けのグループホームの整備促進に努めていただきたいとの意見に対する対応の方向性です。建築基準法の緩和策による既存の戸建て住宅の活用や、開設から運営までをサポートする支援制度について、計画素案に盛り込んでいるところであります。

それでは、ここで、第1回の施策審議会で御質問をいただきました、就労移行支援事業所における一般就労移行者の離職状況についてと、移動支援に関する事業所の実施状況について、それぞれ担当の方から説明をさせていただきます。

障害福祉課 渡辺課長補佐

それでは、資料2の就労移行支援事業所における一般就労移行者の離職状況について説明させていただきます。調査の目的ですが、障害者施策における就労支援・定着支援の参考資料とするため、就労移行支援事業所における一般就労移行者の離職状況・離職理由について調査を行いました。

調査の対象及び方法ですが、平成26年度末現在で指定を受けている、県内122箇所の就労移行支援事業所に対して、電子メールにより調査を実施いたしました。

その結果が3であり、(1)で就労移行支援事業所における一般就労移行者の離職状況についてまとめてあります。また、右側の(3)では、グラフによる推移をまとめております。直近の平成26年度の離職率は9.3%ということで、前年度までに比べますと、低い数字となっております。こちらの数字について、10%を切る状況が続くかどうかは、今後の状況次第になるかと思えます。

(2)では、離職の理由について記載をしております。離職理由として、5つの回答項目を作っていますが、一番多い理由としては、本人の能力・体力の変化であり、40%から50%の間で推移しております。

右側には、厚生労働省の「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」から「③高校卒」と「④大学卒」の離職率のデータをグラフ化したものを載せてあります。

4では、調査結果を踏まえた現状と課題をまとめさせていただきました。調査結果から、就労後1年未満に離職する割合が若干高い傾向が見られると思います。離職者の大半が1年未満で辞められているということがございます。ただし、「①就労支援事業所」と「②特別支援学校卒」の一般就労移行者の離職率は、「③高校卒」「④大学卒」の新規学卒就職者の離職率と比較すると低い状況にあることが確認できます。以上の現状から、就労先において仕事に習熟していくにしたがって、継続した就労につながるのではないかと推測しております。また、離職者の主な離職理由が「本人の能力・体力の変化」となっているため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所に対し、個々の障害の状況や体力の変化などの状況

を勘案しながら、就労移行や定着支援を行っていくよう、各障害保健福祉圏域会議等を活用し、きめ細やかな指導を働きかけていきたいと考えております。

また、前回の審議会において、委員の方から第4期障害福祉計画の取組方針の成果目標の中で、平成29年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を、全体の5割以上とするという目標に対する現状についての御質問がありました。前回の審議会の際にお答えすることができませんでしたので、この場をお借りして報告させていただきます。お手元の資料にはございませんが、県内122就労移行支援事業所について調査を行ったところ、全体では41.8%でございました。目標は5割でございますので、まだまだ未達でございますが、5割の目標が達成できるような形で取組を進めていきたいと考えております。

障害福祉課 柴田課長補佐

移動支援に関する事業の実施状況について、前回御質問のありました他県の状況について、調査を行いましたので、報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

経済活動に係る外出時の移動支援は、障害者総合支援法の個別給付の対象にはなっておりませんが、他の事業で対象にしているかどうかを愛知県において調査を行ったものであります。

調査の結果について説明させていただきます。まず、一番左になりますが、出張を含む通勤・営業活動等の経済活動に係る移動支援を対象とする補助・給付については、独自の制度として実施しているところはございませんでした。

次にその右になります。障害者総合支援法の補助事業といたしまして、地域生活支援事業があり、その中に市町村の必須事業として移動支援事業がありますが、その対象に通勤や営業活動等、経済活動に係る外出支援を含めているかどうかを質問いたしました。対象としている市町村は、愛知県の15市町村を含む133市町村ございました。なお、愛知県内の15市町村の対象要件ですが、通勤訓練として一時的に利用する場合、介護者の疾病等で一時的に介助困難になった場合等、限定的なものであります。

その右になりますが、対象としている133の市町村のうち、出張を対象にしているかどうかを聞いたところ、実施している市町村は12ございましたが、平成26年度の利用実績はございませんでした。

地域生活支援事業における移動支援の対象をどこまでにするかは市町村の判断とされているところですが、他の都道府県の状況も踏まえ、出張については雇用主の責務で対応すべきものと考えるところでございます。

移動支援は、障害者総合支援法の見直しの論点の一つとなっており、現在国において検討が行われているところでございますので、県といたしましても、国の動向を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

就業促進課 加藤課長補佐

障害者雇用促進法の観点から、合理的配慮について説明させていただきたいと思っております。視覚障害者、聴覚障害者等の仕事における同行支援についてですが、厚生労働省が示している、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮指針では、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保、または障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支援となっている事情を改善するため、援助を行う者の配置等を講じなければならないとされておりますので、事業主は視覚障害者、聴覚障害者の仕事における援助者の同行、つまり合理的配慮を提供する義務があると思われまます。ただし、合理的配慮の基本的

な考え方は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のものであることから、合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者でよく話し合うことが必要です。

また、合理的配慮の提供義務については、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除くこととしていますので、注意が必要となります。過重な負担は6つあり、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、企業の規模、企業の財務状況、公的支援の有無を総合的に勘案しながら個別に判断することとなります。

事業主が総合的に判断して、同行支援が不可能となる場合もありますので、その場合、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で合理的配慮に係る措置を講ずることとなります。

障害福祉課 加藤主幹

それでは、最後になりますが、資料4を御覧いただきたいと存じます。

これまでいただいた御意見を踏まえて作成した骨子案を基に作成したのが、次期愛知県障害者計画（素案）となります。

本日はこの計画素案について、御意見をいただければと存じます。

なお、本日は時間も限られておりますので、資料をお持ち帰りいただき、改めて今月11月末までに事務局まで御意見をいただければと思います。いただきました御意見を踏まえ、12月中を目途に計画案としてまとめてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

予定では、来年1月に、次期健康福祉ビジョンとして、パブリックコメントを行いまして、そして第3回の施策審議会で御審議いただき、3月中に策定・公表してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

ただいま説明のありました「次期愛知県障害者計画（素案）について」、御意見や御質問等があればお伺いします。

渡辺委員

移動支援に関して調べていただいたデータについての説明がありましたが、市町村で行っているところが1割未満ということで、残念に思いました。また、利用実績がゼロということでしたが、利用したいと思っている障害者は確実にいるため、なぜ利用実績がゼロであるのか疑問に思いました。

事業主の方で出張等に係る移動支援の費用を負担させると、過重な負担となり、視覚障害者は、移動が困難であれば採用を控えたいという声が上がってくるのではないかと危惧しました。

移動支援に係る費用の半分でも県や市町村で出していただければ良いと思います。

井上委員

この件については、渡辺委員が出張をしたいのではなく、代理で御意見を言っておられるため、なぜ出張を企業との話し合いの中でできないのかを含めて説明していただければと思います。

浅野障害福祉課長

先程、就業促進課から、障害者雇用促進法に関する説明もありましたが、移動支援についても、基本的には合理的配慮の提供として考えるべきであり、まずは企業の中で話し合っていたと考えております。例えば、出張に行く場合も、同行援護という形ではなく、社員二人で行くという形をとるといった対応の仕方もあると思います。事例を積み重ねていく中で、企業側が視覚障害を雇わない、視覚障害の人に出張に行かせないといった事実が発生した場合、その時点でまた段取りを踏んで対応をしていくものと考えております。

岡田委員

素案の1ページ、特別支援教育の充実の中で、インクルーシブ教育の充実について謳われておりますが、ここには小中学校についてしか記載がありません。愛知県特別支援教育連携協議会でも高等学校について論議が行われているため、なぜ高等学校についての記載がないのか伺いたいです。

また、11ページに素案における対象項目として、これまで親と生活していた障害者が、親の高齢化に伴い、地域から施設入所ではなく、地域へ移行する必要がある障害者が多くなることについての意見を出したのですが、第5期の計画で検討していくという御回答でした。5期まで待ってられない人がいるというのを御理解いただき、4期計画の中に入れていただくことはできないのでしょうか。

特別支援教育課 伊藤主査

素案の1ページ目に高等学校の記載がないということでしたが、岡田委員のおっしゃるとおり、高等学校も大切であると認識しております。御意見をもち帰り、再度検討をさせていただきたいと思っております。

障害福祉課 加藤主幹

2つ目の質問について、第4期の計画から、新たな要素としてPDCAサイクルの導入もあり、計画について見直すことも前提となっておりますが、御意見をもとに改めて検討してまいります。

園田委員

資料4の8ページに、聴覚障害者情報提供施設を地域の拠点として、コミュニケーション補助の充実を図るとともに、災害の際の意思疎通支援を図るとの記載がありますが、拠点施設のイメージが湧かないため、具体的に説明をしていただきたいです。県内に支部のようなものを置くということなのでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

聴覚障害者情報提供施設の役割は、国の実施要綱にも規定されておりますが、手話通訳者や要約筆記者の養成派遣等を行う拠点施設という位置付けがなされており、計画素案にも、それに基づいて記載をしております。

また、東日本大震災において、宮城県の情報提供施設が、聴覚障害のある方々の意思疎通支援に大きな役割を果たしたと聞いております。このように、情報提供施設が災害時に大きな役割を果たすことが期待されていることから、素案に盛り込んだところでございます。今後、情報提供施設の設置者である聴覚障害者協会と相談して、計画への記載方法を検討してまいりたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

園田委員

愛知県の現状を見ると、市役所に設置されている手話通訳の方が何人かいらっしゃいますが、その方達は身分保障がされておりません。また、設置形態も様々であることから、何かあったときに協力が得られるか心配です。

障害福祉課 加藤主幹

御意見を伺いながら、よりよい計画になるよう、進めていきたいと思えます。

渡辺委員

就学前の視覚障害児を持つ親御さんに対する相談事業について、専門家だけでなく、障害当事者も相談員に加えていただけると良いと思えます。特別支援学校を修了された視覚障害の方や、一般の学校を卒業・終了された視覚障害の方からの意見も聞ける体制を作っていただければと思えます。

障害福祉課 加藤主幹

相談支援体制の充実という点では、素案の12ページ左に記載しております。障害のある方の相談については、市町村が一義的に担うことになっております。県は、相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、アドバイザーの設置や自立支援協議会による支援、人材育成等を行っております。計画の中にごくまで盛り込めるかは分かりませんが、今後の課題として検討してまいります。

特別支援教育課 伊藤主査

盲学校や聾学校では、就学前から視覚障害の幼児の教育相談や聾幼児教育相談を実施しております。これらを利用して、早期に相談をしていただければと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

土本委員

素案の11ページ、教員の専門性の向上において、「特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、免許状取得を促進するための方策を検討します。」との記載があります。

特別支援学校教諭免許状については、以前は夏季認定講習で取得するという方策が取られていたと聞いております。また、以前、国立特殊教育総合研究所（旧称：現国立特別支援教育総合研究所）の講座を受講することで教員免許状を取得することができるようにしていきたいという話も聞いたことがあります。こうした支援の充実や、特に夏季や冬季の長期休暇を利用した教員研修と絡めた支援を行っていくと良いと思えますが、まずは現状がどうなっているかお伺いしたいです。

特別支援教育課 伊藤主査

現在も、夏季の認定講習を教職員課が実施しております。しかし、数に限りがあるため、国立特別支援教育総合研究所の講座を活用したり、通信制の大学での免許取得を紹介したりするなど、早期に免許を取得できるよう、方策を取っております。

今後も教職員課と連携して、免許状取得促進のための方策を取っていきたいと思えます。

土屋委員

資料4の1ページ左下に、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築…」とあります。特別支援教育はインクルーシブ教育が基本であるという点は非常に重要であり、賛同いたしますが、7ページの施策の方向性の3番目に、「障害のある子どもない子どもの交流及び共同学習を実施するに当たっては…」と記載されています。インクルーシブ教育の基本が共に学ぶことであるならば、先に来るのは「共同学習」なのではないのかと思いました。

この文言を「共同学習及び交流」と、逆にしていただけないでしょうか。

特別支援教育課 伊藤主査

障害者の施策の意味合いからすると、共同学習が先に来るという点については、土屋委員のおっしゃるとおりであると思います。ただ、こちらの文言は学習指導要領を元にしており、それまで交流教育と呼ばれていたものが、共に学ぶという視点が加わり、「交流及び共同学習」という文言に代わったという経緯があります。

土屋委員

経緯については理解いたしました。必ずしも学習指導要領を踏襲しなければならないのでしょうか。文言の利用に厳格な決まりでないのであれば、インクルーシブ教育のシステムの構築を優先していただくことはできないのでしょうか。

特別支援教育課 伊藤主査

御意見をもち帰り、改めて検討させていただきます。

園田委員

資料1の2ページ、平針運転免許試験場の記載のところについてです。過重な負担を軽減するために、筆談の措置を取ることにについては記載されておりますが、平針運転免許試験場はろうあ者も多く来られるため、情報提供の仕方が悪いという現状があります。免許を更新する際も、ろうあ者は最後に回されてしまいます。素案の中に社会的バリアフリーについての記載がありますが、コミュニケーション支援だけではなく、目で見えて判断が付く環境といった他の支援方法もお願いしたいです。

障害福祉課 加藤主幹

後日、御意見を詳しく聞かせていただいた上で検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

事務局におかれましては、御意見を踏まえ、よりよい計画となるよう、計画案の作成を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、他に御意見等がある場合は、11月中に事務局までお申し出いただきますよう、お願いいたします。

次に議題(2)「愛知県障害者差別解消推進条例要綱(修正案)について」、事務局から説明をお願いします。

13 議題（２） 愛知県障害者差別解消推進条例要綱（修正案）について

障害福祉課 加藤主幹

「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（修正案）」について、資料５と資料６を使って説明いたします。まず資料６を御覧いただきたいと思います。

これまでいただきました、条例要綱案への意見を要約し、いただいた意見に対する対応案をまとめた資料となっております。

これまで、条例要綱案については、９月２４日開催の障害者施策審議会第２回ワーキンググループで御意見をいただき、その後、施策審議会委員全員に対し意見照会をし、御意見をいただいたところです。

更に、１０月１６日開催の第３回ワーキンググループでは、委員の皆様から寄せられました御意見への対応案について説明をさせていただき、御意見をいただきました。

そして、その後、施策審議会委員全員に対し、対応案について意見照会をし、御意見をいただいたものでありまして、いただいた御意見への対応案を集約してまとめたものが、資料６となっております。

県としては、委員の皆様からいただきました御意見について、真摯に検討をさせていただき、可能な限り御意見を反映させました条例要綱案を資料５として提示させていただいております。

それでは資料５を御覧いただきたいと思います。

条例要綱案の新旧比較表となっております。

左側には、９月２４日開催の第２回ワーキンググループに提出した条例要綱案となっており、真ん中には、修正した項目について修正の考え方を記載しております。そして右側が、条例要綱の修正案となっており、修正箇所については太字で表記しております。

修正箇所は大きく分けて５項目となります。

まず、第３の制定の内容のうち、１の前文です。

障害のある人への差別が現在でも存在する状況についての記載が必要との御意見を踏まえ、他府県の条例、差別解消法、基本方針を参考に規定することとしました。右側の太字の部分、「しかしながら、今なお障害のある人が、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けている。また、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁も存在する」ことを追記したところでございます。

それでは、次の２ページをお願いします。

５の県の責務です。市町村との連携についての記載が必要との御意見を踏まえ、本県の他の条例を参考に規定することとしました。(２)では、「県は、市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むものとする。」ことに修正しております。

それでは、次の３ページをお願いします。

11の相談及び紛争の防止等のための体制の整備です。

相談窓口の明確化について多くの御意見をいただいております。御意見を踏まえ、市町村に対する援助を行うことについて規定することといたしました。

修正案ですが、(1)の最後に、県は「相談に対応するための窓口を設置する」ことを追記するとともに、(2)として、県は、市町村が実施する障害を理由とする差別に関する相談に関し、情報の提供その他必要な援助を行うものとするを盛り込んだところでございます。

なお、県の相談窓口については、福祉相談センター７か所、精神保健福祉センター、障害福祉課を広域相談窓口として位置付ける予定であります。これらの個別の機関についても条例要綱案に盛り込めないか

を関係部署と調整しましたが、県の条例の記載の仕方として、個別の機関までは条例に明記しないということであります。従いまして、福祉相談センターまでは明記しておりませんが、今回の修正案では規定できる精一杯の範囲で規定をさせていただいております。

なお、今後、相談窓口については明確化して県民の皆様にお示しすることを考えております。

次の4ページをお願いします。

新たに設けました14の助言、あっせん、指導及び勧告の規定です。

助言、あっせんを行う調整機関の設置について、多くの御意見をいただいております。これまでの説明では、助言・指導等は障害者差別解消法では主務大臣の権限とされており、地方公共団体の長へ委任できるとされていることから、政令の内容を見極めて検討させていただくことを説明してきましたが、改めて検討を行い、御意見に沿って、調整委員会を設置する旨を条例要綱案に盛り込むことといたしました。

まず、(1)では、知事に対し、必要な助言、あっせん又は指導を行うよう求めることができることを、(2)では、求めがあった場合は、愛知県障害者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする、(3)では、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることを、(4)では、勧告に従わない場合は公表できることを、(5)では、公表する場合はあらかじめ意見を述べる機会を与えることを規定しております。

条例を制定している他府県の多くは、助言等を調整委員会の権限としていますが、法で権限は知事に委任することができるかとされておりますので、本県では、知事の権限としてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次の5ページをお願いします。

新たに設置を考えている、15の愛知県障害者差別解消調整委員会の規定になります。

まず(1)では、県が調整委員会を置くことを、(2)では、委員15人以内で組織することを、(3)では、委員は学識経験のある者、障害のある人などから知事が任命すること、(4)では、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

続きまして、5ページ一番下の第4の2で、施行後3年経過した場合の見直し規定を、差別解消法の規定も参考に盛り込んだところです。

以上、修正案について説明させていただきました。

委員の皆様からいただきました御意見につきましては、県としてしっかり検討をさせていただき、今回、可能な限り条例要綱案に反映させていただきました。

本日御意見を賜り、まとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

高橋会長

ただいま説明のありました「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（修正案）について」、御意見や御質問等があればお伺いします。

加賀委員

ADFの代表として、一言申し上げたいと思います。

最初、条例は9月に提案される予定でしたが、内容が不十分であったため、知事に再検討を求め、一旦取り下げていただきました。その後9月12日に開催されたADFのフォーラムに、知事が来賓としてお見えになられた際、条例については、ADFの御意見を取り入れながら、一緒に進めていきたいと知事から御意見をいただきました。

ワーキンググループにおける論議やADFからのヒアリング等、12月の議会提案に向けて、短い間でADFからの要望を最大限に反映していただいたことを深くお礼申し上げます。今後、調整委員会の委員選定等の細かい部分についても、愛知県と一体となって進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

徳田委員

先程、加賀委員から御意見もありましたが、修正案を読んだときに、感動を覚えたことを表明しておきます。昨年の第4期障害福祉計画の論議の際には、委員からの意見全てが盛り込まれることはありませんでしたが、応答性に不満を感じておりました。県条例制定については、今年9月から急遽、審議会において審議を行うということで、不安を感じておりましたが、短い期間の中で、想定以上に多くの規定が盛り込まれており、条例には大賛成であることを表明いたします。

しかし、条例施行後の3年間で合理的配慮事例がどれだけ集まるか不安に思います。

特に精神障害の方は、実際に差別が行われていたとしても、自分が病気であるから差別であると感じるのではないかと、自分を責める方が多くいらっしゃいます。3年間でどれだけ相談が持ち込まれるかわかりませんが、合理的配慮事例の集積・検討を行い、精神障害者に対する偏見・不理解・誤解を減らしていきたいと考えております。

また、協議会が障害者虐待防止連携協議会で大丈夫なのか不安に思います。既存の協議会に新たな役割を持たせるということですが、協議会がきちんと機能するような検討がどこまで進んでいるのか、協議会を何回開催するのかについて等、お聞きしたいです。

障害福祉課 加藤主幹

協議会については、障害者虐待防止連携協議会を拡充し、新たに設置いたします。このことについては、第1回ワーキンググループで説明させていただきましたが、その後新たに名古屋法務局及び消費者相談等を行っている県の県民生活部県民生活課に参画の了解をいただいたところでございます。

障害者虐待防止連携協議会の拡充に向けて、現在準備を進めているところでありますので、お願いいたします。

徳田委員

助言、あっせん、指導及び勧告について、調整委員会の意見を聞くものとするという規定がありますが、調整委員会の委員長や責任者は誰であり、その方をどのように決めるのかについてお聞きしたいです。互選のような規定を決め、委員長を決める必要があるのではないのでしょうか。

また、調整委員会はどのようなときに開かれるのでしょうか。委員長が開くことを決定した際に開くのでしょうか。

最後に、相談窓口について、7箇所の福祉相談センターを県のホームページで調べたのですが、新城の相談センターがなくなっており、今は6箇所ではないかと思っております。また、相談窓口のなじみがないため、相談窓口が決定した際には、窓口がどこにあるのか広報していただきたいと思っております。

障害福祉課 加藤主幹

障害者差別解消調整委員会ですが、資料を送付させていただき直前まで検討を重ね、いただきました御意見を盛り込んだ規定となっております。委員長については、15(4)で「委員会の組織及び運営に関し必

要な事項は、規則で定める。」となっており、今後検討を行い、委員長の決定等につきまして規則として明らかにしてまいりたいと思います。新城の福祉相談センターについてですが、現在も新城市内に既存の機関としてございます。相談窓口の明確化については、県民の方に分かるよう、広報をしてまいります。

浅野障害福祉課長

御質問の中の、どのようなときに調整委員会を開くかについてお答えいたします。助言・あっせん等については、知事が権限を持つこととしておりますので、知事のレベルで差別であるという判断があれば、意見を聞くことなく、助言やあっせんを執行いたします。しかし、意見を聞く必要があると認める場合においては、調整委員会を開くことになると考えております。

また、福祉相談センターについて補足で説明させていただきます。相談を受ける一義的な窓口は市町村になると考えておりますが、市町村では事例がなかなか積み上がらず、また対応が難しい場合もあるかと思っております。そのようなときに、福祉相談センターがバックアップをする役割を担うという認識でおります。もちろん、福祉相談センターにおいても、相談対応を行います。基本的には市町村の援助を行う場所として考えております。

土屋委員

相談窓口の設置や調整委員会の設置、知事の権限等について事前に意見を申し上げましたが、それらを取り入れていただき、感謝します。ありがとうございます。

4点質問させていただきます。

まず、相談窓口についてです。福祉相談センターに相談窓口を設置するということですが、既存の窓口ではありますが、新たな業務に対応するための、予算や人員配置などを新たに行うことを考えていらっしゃいますでしょうか。

2つ目に、調整委員会についてです。「委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者」と記載されておりますが、こちらに障害当事者の方、家族の方を含めていられるのでしょうか。もし含まれていないのであれば、障害当事者や家族の方が入るべきだと思います。

3つ目に、愛知県条例が策定された場合、名古屋市等の条例に影響を与えるのでしょうか。愛知県内においても各市町村で地域差があるため、地域の実情に応じた条例が各市町村で作成されると良いと思いますし、県としてもそれを推し進めていただきたいと考えております。愛知県条例と他市町村の条例との関係についてお伺いしたいと思います。

最後に、条例が施行された後、県民の方々に周知徹底をしていただきたいと考えております。他府県では分かりやすいパンフレットを作り、配布等がされているようです。周知徹底について予算等考えていることがあればお聞かせいただければと思います。

障害福祉課 加藤主幹

質問の1つ目ですが、相談窓口について、国の基本方針では、原則として既存機関を活用するということですので、現行体制の中でネットワーク化を図り、対応していきたいと考えております。予算については今後の検討となりますが、原則として既存の体制で対応していきたいと考えております。

2つ目の調整委員会の委員についてです。15(3)の規定は、県の他の条例に準じた形で規定しております。御質問にありました、障害当事者やその家族が入るかどうかですが、入るという認識をしております。

3つ目の条例が名古屋市等に影響を与えるかどうかですが、県条例であるため、市町村も対象であります。この条例の制定後に、市町村で新たに条例を制定するかどうかは、各自治体の判断となります。県としては、条例に基づき市町村への情報提供及び援助に努めていきたいと考えております。

4つ目の県民へ周知徹底についてです。周知徹底は非常に重要であると考えております。土屋委員より御意見のありました、わかりやすいリーフレット等について、現在他県のものなどを参考に研究をしているところでございます。県議会で条例案が承認されましたら、こういったものを作成し、周知に努めてまいりたいと考えております。

土屋委員

相談窓口について、既存の窓口を活用するということでした。既存の窓口に相談が寄せられることはこれまでもあったかと思いますが、これがうまく機能していないため、現在困難な状況等が生じており、それを解消しようとするのが今回の条例であると思いますので、相談窓口には人員や予算をつけて、実効性のある条例にしていきたいと思います。

園田委員

2ページの4、基本理念についてお聞きしたいです。聴覚障害者は、相談をしたくてもできなかつたり、情報を得たくても得られないという障壁があります。基本理念を読むと、聞こえない人や見えない人についての記載が見られないため、聞こえない人や見えない人への最低限度のコミュニケーション支援について記載していただきたいです。

人と人とのつながりを考えるとき、私たちは手話や筆談に頼ることになります。手話通訳者が設置されていない場所では、相談することすらできません。先程、福祉相談センターの話がありましたが、聴覚障害者が、福祉相談センターへいつ行っても相談できる環境を作っていただきたいです。

また、理念の中に情報コミュニケーションについて記載していただくことはできないでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

基本理念では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を有する個人として」という記載を盛り込んでおり、聴覚障害の方や視覚障害の方も含めた理念として考えております。また、コミュニケーション支援は重要であると考えており、職員対応要領でもしっかり記載をしておりますので、今回お示しした修正案の内容で御理解いただきたいと思います。

園田委員

国連の障害者権利条約では、冒頭に手話は言語であるという文言が記載されています。その影響は大きいものであると考えておりますが、条例案には手話という文言の記載もございません。せめて手話という言葉を入れていただきたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

手話が言語の一つであることは、我々も承知しているところでございます。基本理念については限られた文面となっておりますが、国連の権利条約を踏まえた上でまとめておりますので、現行の条例要綱案で御理解いただきたいと思います。

浅野障害福祉課長

条例にどこまで記載するかという問題もありますが、園田委員のおっしゃられている、コミュニケーション支援は、基本理念の(1)「全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されていることを旨とすること。」の中に当然含まれていると考えております。

また、主幹からも説明がありましたが、職員対応要領や主務大臣により作成される事業者向けの対応指針の中に、コミュニケーションを図る手段として、手話や筆談、身振り等の記載もありますので、基本理念については、現行の案で御理解いただきたいと思っております。

高橋会長

基本理念は、障害者差別解消のための包括的な理念となるため、個別障害についての具体的な記載を行うのは少し不相当であり、個別障害については、対応要領等で徹底していくという見解であると思っております。

様々な意見をいただきました。県におかれましては、本日の御意見、御要望を踏まえ、対応していただきますようお願いいたします。

それでは、議題(3)の「障害者差別解消法に基づく職員対応要領(案)について」事務局から説明をお願いします。

14 議題(3) 障害者差別解消法に基づく職員対応要領(案)について

障害福祉課 伊藤主査

職員対応要領案について、資料6から8を使って説明させていただきます。

それではまず資料6をご覧ください。

これまでの経緯につきましては、先ほどの条例要綱案の説明と同様となります。

いただきました意見を踏まえるとともに、引き続き調整を行い、作成した案が資料7、8でございます。資料7をご覧ください。知事の事務部局の職員対応要領です。

以前お示した素案からの主な修正点について簡単に説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条から第3条、その他関係する箇所ですが、本要領は法施行前に施行を予定していることから、法律の条項を引用することができないため、該当箇所については条例を引用するよう改めております。

次に、第2条でございますが、定義の規定が複雑であるため、用語の規定を新たに設けました。

右側に移りまして、第7条の相談体制の整備でございます。

第1項の相談窓口については、規定する窓口の順序を入れ替えるとともに、県の各地方機関についても相談窓口を置くことといたしました。

第3項でございます。差別があった場合の是正措置及び再発防止策等についての規定です。先の素案では、是正措置や再発防止策を相談窓口が行うこととされておりましたが、これらの措置については、実施する権限等を考慮し、各部局主管課、これは主に部の人事等を担当する課のことですが、これが行うこととし、役割を整理いたしました。

続きまして、8ページ以降の障害特性に応じた対応でございます。

こちらは、基本的には厚生労働省の対応指針から引用し、作成したものでございますが、いただいた意見等を踏まえて不適切な表現の削除や修正をしております。例えば、アルコール依存症の特性で「嘘をつ

いたり、否定的になったりする。」などの否定的表現を削除するなどし、修正しております。

また、県の他の訓令との整合性をとるため、形式や文言の修正を行っております。

次に資料8をご覧ください。

知事の事務部局以外の職員対応要領でございます。法の引用を修正し、条例からの引用とするなどの修正は、知事の事務部局と同様でございます。また、それぞれの機関において内部調整による修正を行ったほか、県立学校の職員対応要領では、表現の統一等、前回ワーキンググループの意見を踏まえた修正を行っております。

職員対応要領でございますが、これまで御説明してきたとおり、基本的に国の要領を基に作成したものとなっております。

今年度上半期中に国の要領が策定される予定でしたが、国の策定状況を確認したところ、内閣府では、パブリックコメントによる意見を反映した最終の要領が確定されているものの、現在公表する準備中とのことであり、本日現在で公表には至っておりません。

知事の事務部局、教育委員会、警察本部の要領につきましては、今後示される国の要領を確認した上で所要の修正を行うことがありますので、御了承いただきたいと存じます。

修正後の職員対応要領については、別途文書による意見照会を行いたいと考えておりますので、よろしくご願いたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

高橋会長

ただいま説明のありました「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」、御意見や御質問等があればお伺いします。

渡辺委員

障害特性に応じた対応の視覚障害者のところで、委員にテキストデータ等で事前に資料配付するという項目がありますが、ここに「早めに」という言葉を入れていただければと思います。

また、市役所等の窓口で、紙媒体のパンフレットを「お家の方読んでもらってください。」と言われ、渡されることがありますが、お家の方がいない場合もありますので、点字又はデイジー等を準備してもらえるようになるとありがたいです。

障害福祉課 伊藤主査

会議資料の配付の遅延については、そうしたことがないように心掛けてまいります。今後は、早めの対応に努めていきたいと考えております。

岡田委員

教育委員会の職員対応要領に意見を出ささせていただきましたが、同じ意見を知事部局の方にも出したいと考えております。今からでも対応可能でしょうか。

障害福祉課 伊藤主査

最終案については、再度文書照会を行う予定です。

障害福祉課 加藤主幹

今の事項について補足させていただきます。教育委員会へ出していただいたものと同じ御意見を知事部局の方にも提出したいとのことでしたので、教育委員会へ出していただいた御意見を参考にして、また国の職員対応要領も見ながら、できる範囲で反映してまいりたいと考えております。

土屋委員

大変きめ細やかな対応要領を作っていただいたと思うのですが、教育委員会の対応要領は、県立学校のみ適用となっております。職員対応要領は、市町村の管轄する小中学校においても必要かと思えます。また、身近な市役所や地域の小中学校のみならず、より市民病院等の、市町村の管轄である施設での対応・配慮も重要であると思えます。市町村に対して、県から対応要領を作るよう、働きかけていただきたいと思えます。

障害福祉課 伊藤主査

法律上、地方自治体の職員対応要領の策定は努力義務とされておりますが、市町村に対して、職員対応要領策定の働きかけを行っていきたいと思えます。

長谷委員

大変詳細に規定されているため、実行しやすく、良いと思えました。

市町村の職員対応要領策定が努力義務であることについては分かりましたが、各市町村の職員対応要領の策定予定の有無を調査していただくことはできないでしょうか。

肢体不自由の車いす使用に係る主な対応のところで、待合席に椅子が並んでおり、車いすの場所がないことがあります。特に警察の免許更新の施設では、どこに行っても邪魔になるような気になります。対応要領の中にスペースの確保について記載していただければと思います。

障害福祉課 伊藤主査

各市町村の職員対応要領の策定意向については、現在のところ把握しておりません。今後、県の職員対応要領を各市町村にお示しするとともに、意向についても調査していきたいと考えております。

警察本部 千賀総合企画室長

現在、庁舎整備を進めているところでございますが、御意見を反映し、可能な範囲内でスペースの確保に努めていきたいと思えます。

高橋会長

市町村の職員対応要領の進捗状況については、最後の審議会で御報告いただければと思いますので、お願いいたします。

私の方からも何点か意見を申し上げたいと思えます。

3ページの下から4行目、「特に、保護者が子どもの障害を知った時の気持ちを出発点とし、障害を理解する態度を持つようになるまでの過程においては…」という文言がありますが、「安心と希望を持って子育てができるように」等、教育委員会の該当箇所も含めて適切な表現に改めていただきたいと思えます。

また、10 ページの高次脳機能障害のところですが、順序に誤りがあると思いますので、整理していただきたいと思います。

最後に、11 ページの知的障害です。他の障害については ICF の考え方に基づいて書かれておりますが、ここだけ ICD の考え方になっています。この部分については、原因についての記載が多いため、もう少し特性を書き、整理していただければと思います。

障害福祉課 伊藤主査

誤りは修正させていただくとともに、意見については、専門的な部分もございますので、改めて相談し、対応させていただきたいと思います。

高橋会長

事務局におかれましては、国の職員対応要領等も確認した上で修正等を加え、よりよい職員対応要領となるよう進めていただきたいと思います。

まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、お時間も迫ってまいりましたので、本日の会議はこれをもちまして終了させていただきたいと思います。

事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いいたします。

では、事務局にお返しします。

15 閉会

本日はお忙しい中を長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございました。

次回の第3回審議会は3月中旬に開催する予定としております。日程につきましては、改めてご連絡させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

以上で、平成27年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署 名 人

印

署 名 人

印